

奈良県告示第四百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			縦覧場所
区域の名称	区域		区域の名称	区域		
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	
野迫川村今井（〇〇一） （土石流警戒区域）	次の平面図のとおり		野迫川村今井（〇〇一） （土石流特別警戒区域）	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び野迫川村役場総務課
野迫川村今井（〇〇二） （土石流警戒区域）	次の平面図のとおり		野迫川村今井（〇〇二） （土石流特別警戒区域）	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び野迫川村役場総務課

戒区域		別警戒区域			課 村役場総務
野迫川村上 (〇〇五) 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	野迫川村上 (〇〇五) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県五條 土木事務所 及び野迫川 村役場総務 課
野迫川村北 股(〇〇二) 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	野迫川村北 股(〇〇二) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県五條 土木事務所 及び野迫川 村役場総務 課
野迫川村北 股(〇〇三) 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	野迫川村北 股(〇〇三) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県五條 土木事務所 及び野迫川 村役場総務 課
野迫川村檜 股(〇〇一) 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	野迫川村檜 股(〇〇一) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県五條 土木事務所 及び野迫川 村役場総務 課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。